

令和5年(ワ)第16325号 損害賠償請求事件

原告 江藤 貴紀

被告 一般社団法人 Colabo 外10名

被告ら第1準備書面

2023年10月20日

東京地方裁判所 民事第18部合3C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

同

加藤 健次

澤藤 統一郎

泉澤 章

志田 なや子

穂積 剛

児玉 晃一

今村 幸次郎

空野 佳弘

櫻井 光政

平松 真二郎

外91名

被告兼被告ら訴訟代理人弁護士

神原 元

本準備書面は、本件において前提になる事実を述べたのち、「本件記載」(訴状別紙発信内容目録記載第1の記載)が違法でないことを論じる。「本件発言」(訴状別紙発信内容目録記載第2の発言)は被告ら第2準備書面で述べる。

第1 前提事実

1 被告仁藤と被告 Colabo の概要

(1) 被告仁藤夢乃

ア 被告仁藤夢乃（以下、「被告仁藤」という）は、明治学院大学国際平和研究所研究員で10代女性を支える活動を行っている社会活動家である。

イ 被告仁藤は、在学中の2011年5月に学生団体『Colabo（コラボ）』を結成し、東日本震災時にボランティアとして活動した。

ウ 被告仁藤の著作「難民高校生」（乙2）には以下の記載がある。

i 「高校生時代、私は渋谷で月25日を過ごす“難民高校生”だった」（乙2の12頁目1行目）

ii 「私は、かつての私のように家庭や学校、他のどこにも居場所がないと感じている高校生のことを“難民高校生”と呼んでいる」（同18頁目11行目）

iii 「家庭や学校に居場所を失った高校生が、彼らを見守る大人のいない状態で生活するようになると、そこには危ない誘惑がたくさん待っている」（同20頁目4行目）

iv 「“難民女子高生”は、ごはんをおごってくれるとか、泊めてくれるという男の人について行ったり、給料が高いことを理由に違法な水商売などの仕事に就いてしまう」（同20頁目9行目）

v 「難民高校生や予備軍のためには必要なのは、家庭や学校の『外の社会』とのちょっとした人間関係や精神的な『溜め』なのだ」（同24頁目2行目）

vi 「最後に、Colaboのトイレに貼っている、私からのメッセージを紹介して終わりにしたい。」（同307頁目2行目）

『嫌だ』と思うことがあったとき、『自分が悪いから』『どうせ私なんて』『自分が我慢すればいい』と思う必要はありません。

誰かに髪を引っ張られたり、殴られたり、ひどいことを言われたり、束縛されたり、したくないキスやセックスをしなければならなかったり、あなたの安

心安全や、自由をうばわれること。それは当たり前ではありません。」(同307頁目6行目)

「あなたは安心してご飯を食べ、学び、遊び、眠り、生活する権利を持っています。誰にも強制されることなく、ありのままのあなたでいる権利を持っています。

あなたは大切な人です。自分を守るために何ができるか一緒に考えましょう。人の力を借りていいんです。」(同309頁目3行目)

エ 被告仁藤は、自己の経験に基づき、10代の女性に対する性的搾取や性暴力をなくすための活動として、「Colabo」の活動を開始した(乙3号証)。

(2) 被告一般社団法人 Colabo (乙3号証)

ア 被告一般社団法人 Colabo (以下、「被告 Colabo」という)は10代女性向けシェルター・シェアハウス、10代女性無料のバスカフェの運営などを通じ、10代女性の自立支援を目的とする一般社団法人である。

イ 被告仁藤は、2013年、Colaboを一般社団法人化した。同年4月、被告仁藤は自分の高校生時代の経験から10代女性を性的搾取等から守るためには、家族以外の大人が少女たちに寄り添い居場所をつくる必要があると考え、少女たちを搾取から守ると同時に自立を支援することなどを目的として、夜間巡回・相談事業を開始した。2015年には行き場のない10代女性のために一時シェルターを開設、2016年には中期シェルターを開設した。

2018年には『TsubomiCafe』(10代女性無料のバスカフェ)をオープンし、夜間の繁華街で行き場を失った10代少女を保護する活動を始めた。また、当事者を積極的に運動に参加してもらえるよう、10代の当事者メンバーによる「声掛けチーム」も設立した。

ウ 被告 Colabo は、上記「バスカフェ」のために、2018年、バス(以下「本件車両」という)を中古で購入した。被告 Colabo は本件車両以外に2台の車両を使用しているほか、副理事である被告稲葉が所有する車両1台を業務に使用している。

2 原告（乙4）

(1) 原告は、1980年生まれで、東京大学法学部卒業、同大学法科大学院を修了し、ジャーナリスト、ネットメディア・エコニュース編集長を自称し、現在に至っている。

(2) 2011年6月、原告が、原子力発電所の設置許可が違法である等として行政訴訟を提起し、その旨の記者会見を、外国特派員協会でした様子が報道として残っている（乙4の1）。

記事によれば、2010年3月に法科大学院を卒業し、2021年5月に新司法試験を受験する予定であるとされる。

(3) 2012年4月、原告は、東京都台東区花川戸2-2-5-802に本店を置く国内外の情報公開制度を駆使した、イノベーティブな情報サービスを提供する等と称して、アメリカン・インフォメーション・コンサルティング・ジャパン株式会社なる会社を立ち上げた（乙4の2）。

(4) 2013年、原告は、「エコニュース」と称するブログサイトを立ち上げた。最も古い記事は、2013年8月5日付けの、呉善花氏が仁川空港で足止めを受けたとの外国特派員協会での会見に関する記事である（乙4の3①）。

「エコニュース」の「特定商取引法に基づく表記」には「販売者 A I C J 株式会社 東京都台東区花川戸2-2-5-802 責任者 江藤貴紀」との記載があった（乙4の3④）。

(5) 原告は、2015年4月26日開票の文京区区議会議員選挙に立候補し、1030票で落選した（乙4の4）。

(6) 2015年5月以降、「エコニュース」は「エコニュースR」という別のサイトに移転となった（乙4の5①）。

前記「特定商取引法に基づく表記」から会社名はなくなっている（乙4の5④）。

前記のとおり、原告は外国特派員協会会員やエコニュース編集長を自称しているが、上記経歴から推察するに、原告がジャーナリストや記者としての訓練を受けた形跡はなく、「エコニュース」の実態は個人ブログであると考えられる。

3 原告による「つきまとい」の始まり

(1) JKビジネスの問題性

被告仁藤は、自己の体験から「JKビジネス（「JK産業」）」が10代の女性を性的に搾取する温床になっていることに問題意識を持ち、2014年頃から批判の声を上げていた（乙5の1）。

ここで、「JKビジネス（「JK産業」）」とは、女子高校生（JK）であることを売りにしている客商売、少女と密に接することができる点を付加価値としているサービスの総称である。いわゆる「JKリフレ」や「JKお散歩」などと呼ばれるサービスがJK産業に含まれる。その実態は性産業に近く、少女売春や犯罪などの危険孕むと指摘されている（乙5の2）。

(2) 被告仁藤による記者会見と原告による質問等

2015年5月21日、被告仁藤は、外国特派員協会で日本における「JKビジネスの実態を批判する記者会見を行った（乙6の1）。

この会見に参加して「いわゆるJKビジネスで働いているうち、実際に何パーセントくらいが18歳未満かという統計はありますか」と質問をしたのが原告であった（乙6の2）。

この質問に対し、被告仁藤は、「そういう統計はありません」と回答した。会見後、原告は、被告仁藤に名刺を差し出したが、被告仁藤は、直感的に危険を感じ、その受け取りを拒否した。

同日、原告は、前記「エコニュース」に被告仁藤を非難する記事を掲載した。ここには以下の記載があった（乙6の3）。

「異なる概念を混同した上で、女子高校生風の格好をした客引きの女性が並んだ写真を出して、「児童や少女が日本では食い物にされています」というのは、

悪質な印象操作かプロパガンダの範疇に属するレベルである。」

「彼女は国内における女子児童の性的搾取の専門家としてスピーチしているので、まともな検証精神のない記者（一定数いると思われる）なら、そのまま言い分を書いて（日本の悪評を広めて）しまうであろう。」

記事の終わりには、追加の質問を被告仁藤にLINEで送った旨の記載がある。被告仁藤は、原告の行動が、性的搾取や女性差別に声を上げることにに対する反発であると考え、回答していない。

(3) その後のつきまとい

これ以後、原告は、被告仁藤に関し、その活動を誹謗したり、被告仁藤の水着写真を投稿したり、性的な単語を投げつける投稿をしたりという、「ストーカー」と断すべき行為を繰り返し行っている。

したがって、原告の行動は、客観的にみて「古参のストーカー」と表現すべきものであった。

詳細は、被告ら第2準備書面で述べる。

4 訴外暇空による誹謗中傷と原告の発言

(1) 訴外暇空の概要

訴外暇空は、Twitter社が提供するインターネットの短文投稿サイト「Twitter」において、「暇空茜」 (@himasoraakane) とのアカウントを管理・投稿しているとともに、note株式会社の提供する個人ブログサイト「note」、YouTube社が管理する動画サイト等において、種々の投稿していた（甲2号証1頁）。

(2) 訴外暇空による被告仁藤に対する誹謗中傷

ア 2021年11月15日、被告仁藤は、「温泉むすめ」について以下のツイートをした（乙7）。

「出張先で「温泉むすめ」のパネルを見て、なんでこんなものを置いているのと思って調べたらひどい。スカートめくりキャラ、夜這いを期待、肉感がありセクシー、ワインを飲む中学生、『癒しの看護』キャラ、セクシーな『大人の女性』に憧れる中学生など。性差別で性搾取少女の性搾取推奨しまくりクー

ルジャパン、相変わらず」

「少女を性的に消費することはもちろん、スペックを書いて女の子を並べ「選べる」存在として扱うこと自体が少女をモノ化している日本社会の性差別の深刻さ、少女を支配して楽しむ人権意識の低さそのものを表している。そして現実の性差別・性搾取・性犯罪と本当に地続きの切実な問題です。」

この投稿は、高校生時代の経験から10代女性を性的搾取等から守る活動を行ってきた被告仁藤の心情・信念からすれば、当然の内容であった。

イ 2022年8月14日、訴外暇空は、ブログに「仁藤夢乃さんのColaboと共産党について調べてみました」とのタイトルの記事を投稿し、「Colaboこそが、若い女の子を「性被害や性搾取から救う」とうたって、「Colaboの下働き」や「共産党活動」できちんとした雇用関係を結ばずに労働力を搾取する団体だ」等と主張した(乙8の1)。

これ以後、訴外暇空は、被告Colaboの活動について、執拗に誹謗中傷するようになった。

ウ 2022年9月9日、訴外暇空は、ブログに「Colaboと仁藤夢乃さんの生活保護ビジネスについて調べてみました(ver1.4 9/13更新)」と題する記事を投稿した。当該記事には以下の記載があった(乙8の2)。

「Colaboは家出少女に弁護士を使って役所にカチこんで生活保護をつけ、シェアハウス(タコ部屋)やアパート(自物件)に住まわせて一人月65000円を徴収している。」「ざっとみて、補助金の不正受給、生活保護不正受給、未成年誘拐かなにか(親元から引き離して許可を得ず政治活動旅行は合法ではないだろう)、あたりは普通に問題だろうね」

エ その他にも、訴外暇空は、被告仁藤に対して膨大な数の誹謗中傷を行った。

被告仁藤に対する、訴外暇空による誹謗中傷の投稿は、同年7月12日から同年11月28日の間で、ブログによる投稿が27、動画によるものが30、Twitterへの投稿が少なくとも900ツイートに及んだ(甲2号証1頁)。また、動画の総視聴者数は119万8181人、ツイッターの総リツイート回数

は少なくとも17万回に及んだ（同号証）。

とりわけ動画の再生回数は多く、多いもので73000回、9300回、57000回再生されたものがある（同号証36頁以下）。

オ 訴外暇空は、一連の投稿の動機について以下のとおり述べた。

「僕がシュナムルさんに杭を打ったのは彼が宇崎ちゃんを燃やしたからだし、今共産党と強いつながりがある Colabo 代表の仁藤夢乃さんを調べているのも温泉むすめ燃やしたからですよ。俺は作品を燃やす奴を燃やします。作品を燃やした時俺はお前の前に現れる」（乙8の3）

「あ、あとみんな忘れてそうだけど共産党と強いつながりがある Colabo 代表 仁藤夢乃さんが『すいませんでした二度と作品を燃やしません』って詫言入れたら俺はそこで手を止めますよ」（乙8の4）

すなわち、訴外暇空の行動は、被告仁藤が10代女性への性的搾取に反対の声をあげたことに対する反発を動機にしていることが明らかであった。

(3) 「タイヤ代」に関する原告と訴外暇空のやりとり

ア 訴外暇空は、2022年10月ごろ、行政文書開示請求により、被告 Colabo の東京都に対する報告書等の開示を受けた。これをもとに、訴外暇空は、同月28日から11月1日にかけて、以下の投稿をした（乙9の1乃至14）。

「あー、車両費は駐車場3か所計上しているから3台あるんやない？ タイヤ一台十万でどんぶり申請ちゃうかこれ」

「真面目に医療費、車両費、ホテル費の三つ過剰申告でしょ？ 車両のタイヤ交換は減価償却の可能性ある？ ホテルと医療は擁護不能」

「令和1,2,3,4の車両費 おい！！！！ラッピング補修費用今年予算で150万税金で申請してるやんけオイコラ！！！！！！おい！！！！共産党と強いつながりがある colabo 代表の仁藤夢乃さん、ちょっとここ説明して？」

「『冬タイヤは予算でみとめられるみたい！』『ほな毎年かったことによ！』これ以外説明つくか？なんで年に33回しか出動しないバスの、冬でいうと10回も出動しないバスの冬タイヤが毎年ダメになるんだよ」

その他、訴外暇空は、別紙1「タイヤ交換に関する訴外暇空の投稿目録」記載のとおり投稿した。

イ すると、原告は、2022年11月4日、前記「エコニュース」に「一般社団法人 Colabo」の分析(29)「ピンクバスの謎・・・コラボが頻繁に交換費用を計上のタイヤ、なぜか8年前の2014年製造と刻印 車体確認で判明」と題する記事(乙1、別紙投稿目録3、以下「本件記事」という)を投稿した。本件記事には以下の記載があった。

「一般社団法人 Colabo (以下、コラボ) が東京都の業務委託を受けて『バスカフェ』事業を行うに際して使用しているマイクロバスが、2014年製の記載があるタイヤを使っていることが、バスを実地調査した結果分かった。同バスは2018年にコラボが購入しているが、頻繁に交換しているという情報と抵触する可能性がある。以下、やや細かいがお付き合い願いたい。」

「コラボが東京都に対して事業経費としてバスのタイヤ代を計上している点を、東京都に情報公開請求した方(暇空茜氏。以下、暇空氏)が報告しておられる。言い回しは極めて荒っぽいものの、費用が過大ではないかという指摘だ」

「すなわちタイヤの型番のうち「HAN1714」とある部分が製造時期の表示で、上2桁が特定年度の第何週に製造されたかを示しており、下2桁が製造年の西暦での下2桁を表す。つまり20「14」年の第17週(4月下旬)に、コラボバスのタイヤは作られたということである。」

「バスカフェ事業は2018年10月17日に開始しているため、現在までで約4年、バスカフェ用の合計走行距離は10000キロに満たない程度であると推認される」。

「ここで可能性としてはいくつか挙げる事ができて、①2018年に購入したバスだが、そもそも車体は中古で、そのままついていたタイヤを使用していた(中略)、などなどある。」

原告は、2022年11月4日午前0時25分、このnoteの記事をTwitter

に引用して投稿した(乙10)。

ウ これを受けて、訴外暇空は、同日午前1時29分、「本件記事」を引用して、

「おい毎年タイヤ交換してるのになんでタイヤ2014年製造の錆びてるホイールのつけてんだよ共産党と強いつながりがある Colabo 代表仁藤夢乃さんよwww
wwwwwwこたえろよおいwwwwwwwwwwwwwww」(乙11の1)

「共産党と強いつながりがある Colabo 代表仁藤夢乃さんのコラボバス、「年間2000kmしか走行しない」のに令和元年から3年間毎年タイヤを申請。しかし『2014年製の錆びたホイールのタイヤ』タイヤ代と交換費用合計で

『132万7282円を税金から横領成功』はいアウトーwwwwww」

(乙11の3)

と投稿した。

上記のうち、乙11の3の投稿のリツイートは3900回を超えた。

エ さらに、訴外暇空は、同日深夜から同日午後までに、以下のとおり投稿したほか、別紙2のとおり投稿した(乙11の1乃至21)。

「タイヤの件www通報する書面急遽作ってwwwだしましたwwwwww
俺www仕事早いwww」

「杜撰で済むのは昨日まで タイヤが出たからもう「不正」「横領」ですわ」

「エコニュースさんのタイヤ報道は大金星でしたね」

「・辺野古基地座り込み活動 ・韓国慰安婦反対団体正義連デモ参加 ・タイヤ代金横領←NEW!! 共産党と強いつながりがある Colabo 代表仁藤夢乃さんの政的(ママ)搾取に強く抗議します!」

「共産党と強いつながりがある colabo 代表の仁藤夢乃さんで検索するとサジェストが逮捕、バス、タイヤなのは笑うんよ」

「面白いな、タイヤ2014が明らかになったら、俺を叩くツイートのRTとかが目に見えて減ったな今日から」

5 弁護団結成と提訴記者会見等

(1) 深刻な被害の発生（甲2号証1頁）

被告仁藤及び被告Colaboとは、訴外暇空がインターネットで連日繰り返す根拠のない誹謗中傷によりその社会的評価の著しく低下するという被害を受け、被告仁藤は著しい精神的苦痛を受けた。

Twitterのいわゆる検索の欄に「仁藤」と書くと「仁藤夢乃 逮捕」「仁藤夢乃 不正」というサジェストがでてくる被害、それによって、女性たちがColaboに繋がってよいのかどうか迷ってしまう被害、厚意で弁当を提供してくれていた弁当屋さんから「申し訳ないけど今後のお弁当の応援は 厳しいです」と言われた被害も発生した。

とりわけ、バスカフェに使用するバスがカッターナイフで切られる事件（本件ヘイトクライム）は女性たちに大きな恐怖を与えた。このため、被告Colaboは、現在支援している女性たちに支援を継続できなくなるおそれが生じるとともに、Colaboの支援を必要とする女性たちにもアクセスしていくことが困難となった。

さらに、被告Colaboの支援者・賛同者にも動揺と不安が広がり、寄付が減り、賛同者が手を引いてしまう等の被害も発生した。

(2) 弁護団結成と提訴

そこで、被告Colaboと被告仁藤を守るため、被告神原、同太田、同角田、同中川、同堀、同永田により弁護団（以下「本件弁護団」という）が結成された（甲1）。

2022年11月29日、本件弁護団は、本件依頼人らの代理人として、訴外暇空に対して合計金1100万円の損害賠償金の支払を求める訴訟を提起した（御庁令和4年（ワ）第30091号損害賠償請求事件）。

その請求原因は、訴外暇空が本件ブログ及び本件動画アカウントを利用して、「本件依頼人らが、10代の女の子を3人部屋（タコ部屋）に住まわせて生活保護を受給させ、毎月一人65000円ずつ徴収しているとの事実」等を摘示し（乙8の2）、本件依頼人らが女性らをして生活保護を不正に受領させた等とし

て、本件依頼人らの社会的評価を低下させたというものであった。

(3) 本件記者会見

本件弁護団及び被告 Colabo の理事らは、同日、提訴に合わせて、同日、衆議院議員会館にて、記者会見を行った（甲 1）。本件記者会見は、冒頭で弁護団意見書（「Colabo 及び仁藤夢乃さんに対する誹謗中傷について」甲 2、以下「本件意見書」という）を配布したうえ、まず弁護団より提訴を報告するとともに、訴外暇空の主張に対する反論を述べ、さらに被告 Colabo の理事らがハラスメントに立ち向かう決意を述べたのち、参加した記者らから質問を受けるというものであった。

本件記者会見の内容は以下のとおりである（甲 3）。

① 被告神原による提訴の報告（甲 3 号証 2 頁）

会見の冒頭、被告神原は、本件の事案を暇空による「サイバーハラスメント」と表現した上で、本件訴訟の請求の趣旨及び請求原因の概要を説明した。

② 被告太田による本件サイバーハラスメントの概要の説明（甲 3 号証 3 頁）

続いて、被告太田が、パワーポイントを示しながら、訴外暇空の主張に一つ一つ反論するとともに、被害の実態を述べた。

パワーポイントは、「Colabo 及び仁藤夢乃さんへの誹謗中傷・嫌がらせ・サイバーハラスメント」と題され、訴外暇空のツイート等を引用しつつ、誹謗中傷の現状を説明し、深刻な被害を訴えるものであった。

③ 他の参加者からの発言（甲 3 号証 8 頁）

その後、被告角田、被告細金、被告斎藤、被告中川、被告堀、被告永田がコメントをし、最後に被告仁藤が挨拶の発言をした。

④ 記者からの質問への回答（甲 3 号証 15 頁）

そののち、会場の記者から質問を受けることとした。

この中で、朝日新聞の記者は「補助金の不正受給っていうのがどんなデマなのかっていうのを改めて教えて頂いて良いですか」と質問をした（23頁）。

これに対し、被告太田が「あと例えばタイヤの不正っていうのもやたらとバズ

ったりするんですけど、タイヤっていうのはQ5なん ですけども、何かって
言いますと、情報公開請求によって暇空茜さんは過去の都に提出している、要は
予算と決算を出す訳ですね。年度初めに事業計画書出して、終わったら実施状況
報告出 す訳ですけども、毎年のようにタイヤに関する費用を都に、予算に計
上しているんです。それは Colabo の事業では車が物凄く大事で、長距離走行す
るので、タイヤがすごく痛んで交換が要るかもしれないからってということで予算
に計上する訳ですね。でも結果的には使わなければ、使わないだけの話なんだ
けれども、Colabo のバスカフェで使っている バスの写真を詳細に見て、年式を
特定するとかいう人がいるんです。 この人は2014年から付きまとっている
古参のストーカーなんですけども「毎年毎年都にタイヤの予算 請求をしてお
きながら、実は買ってないじゃねーかこいつら」と「2014年からずーっと同じ
タイヤ使ってやがる」みたいな事を、見つけたぜーって感じで面白おかしく
書いている。でも実際にはバス 以外の車ある訳だから、という解釈すればそれ
だけの脱力するような稚拙な話なんです」等と述べた（甲3号証24頁）。

6 本件意見書の構成と内容

(1) はじめに

記者会見において配られた弁護団意見書（「Colabo 及び仁藤夢乃さんに対する誹
謗中傷について」甲2、「本件意見書」）は、以下の構成と内容であった。

(2) 構成と目次

本件意見書は、まず、「1 誹謗中傷の現状」（1頁）にて、訴外暇空茜の誹謗中
傷の全体像を述べ、「2 説明の前提」（2頁）で被告 Colabo の事業内容について
説明を加えた。

さらに、「3 誹謗中傷の特徴」（5頁）では、各誹謗中傷に共通する特徴を述べ
た上、「4 Colabo からの説明」（5～6頁）の章で、17個のデマを列挙している。

7頁以降は、17個のデマを「Q1」（7頁）から「Q17」に亘って説明している。

(3) 「1 誹謗中傷の現状」の記載内容（甲2号証1頁）

「1 誹謗中傷の現状」には以下の記載がある。

「現在、インターネット上に、一般社団法人 Colabo 及び仁藤夢乃代表理事(以下「仁藤」という。)についての事実無根の誹謗中傷が大量に出回り、膨大な誹謗中傷投稿が日々拡散され続けている。誹謗中傷の主な内容は、「Colabo は東京都から事業委託を受けて委託経費を得ているが、これを不正に使用している」というものである。しかし、このような事実は一切存在しない。弁護士は、この極めて卑劣なデマに強く抗議する。」

「虚偽事実を捏造し、ネット上で誹謗中傷を拡散している中心人物は水原清晃である(Twitter アカウント: 暇空茜 /Kiyoteru Mizuhara、 @Z4mibyc8FYL06mB または @himasoraakane 。以下訴外暇空という。)。弁護士は、今般、同人に対し、重大な名誉毀損の一部について損害賠償や投稿削除等を求める訴訟を提起した。また、今後も順次法的措置を追加する所存である。」

「本書面の目的は、主には暇空茜が拡散している誹謗中傷を念頭に、これらが事実無根の極めて悪質なデマであるということを知ることにより、Colabo の支援が必要な若年女性達への支援事業を円滑に実施できるようにすることである。」

(4) 「4. Colabo からの説明(各論)」の記載内容(甲2号証5頁)

「4. Colabo からの説明(各論)」には以下の記載がある。

「そこで以下では、現在拡散されている誹謗中傷等を、取るに足らないようなものもあえて含めてなるべく網羅し、あらぬ疑義を払拭するための情報を公開することとした。

良識ある市民により、デマがデマであることを周知されることを期待しつつ、今後は、もっぱら法的措置に傾注する。

Q1 Colabo は、保護した女性たちに生活保護を不正に受給させて「タコ部屋」で生活させ、無給で働かせるという「貧困ビジネス」を行っているのか

Q2 …

Q3 …

…

…

Q5 使用していないタイヤ関連費用を不正に都に請求し受給しているという事実はあるか

...

Q17 Colabo への相談件数に比して、児童相談所につないだ人数が少なすぎるのではないか。若年女性を十分に公的支援につないでいるのか疑問である」

(5) 「Q1」の記載内容（甲2号証7頁）

本件意見書の「Q1」の章には以下の記載がある。

「Q1 Colabo は、保護した女性たちに生活保護を不正に受給させて「タコ部屋」で生活させ、無給で働かせるという「貧困ビジネス」を行っているのか

A そのような事実は一切無い。言語道断の名誉毀損である。」

「しかし、この写真(注・訴外暇空が「タコ部屋だ」と指摘している甲2の8頁の写真)は、2018年12月31日のColaboのFacebookに掲載された写真であるところ、当該Facebook投稿においては、写真にあわせて「2018.12.28～2019.1.1までの5日間 年越し合宿開催中！」という文章が投稿されていることからわかるように、普段は一時シェルターとして使用している部屋にて、お泊まり合宿イベントをした際の写真である。」

「暇空茜がnoteで引用する以下の写真は、Colaboが2019年8月25日のFacebook投稿に掲載した写真である(2019/8/25 Colabo Facebook)」

(6) 「Q5」の記載内容（甲2号証16頁）

「Q5」の章には以下の記載がある。

「Q5 使用していないタイヤ関連費用を不正に都に請求し受給しているという事実はあるか

A 一切無い。事実無根である。

以上の通り、車両関連費用についての会計不正など一切無い。」

「バスに装着されているタイヤが2014年製のものであると特定した上で、『Colaboは毎年タイヤ関連費用を報告書に記載し、都からこれについて委託経費として受給しているにもかかわらず、実際にはタイヤの購入などしていない。税金を横領している』という趣旨のデマがネット上に拡散している。例えば以下のようなものである。」

「年間2000kmしか走行しない」のに令和元年から3年間毎年タイヤを申請。しかし「20

14年製の錆びたホイールのタイヤ」

タイヤ代と交換費用合計で

「132万7282円を税金から横領成功」 はいアウトーwwwww

(2022/11/4 暇空茜ツイート

<https://twitter.com/himasoraakane/status/1588206626921582592>

← スレッド

暇空茜/Kiyoteru Mizuhara
@himasoraakane

共産党と強いつながりがあるColabo代表仁藤夢乃さんのコラボバス、「年間2000kmしか走行しない」のに令和元年から3年間毎年タイヤを申請。しかし「2014年製の錆びたホイールのタイヤ」

タイヤ代と交換費用合計で
「132万7282円を税金から横領成功」

はいアウトーwwwww
twitter.com/echonewsjp/sta...

令和元年 ←予算 実績→	令和2年 ←予算 実績→
経費 180,000円 タイヤ購入 120,000円 タイヤ交換費用 60,000円	経費 250,000円 タイヤ購入 160,000円 タイヤ交換費用 120,000円

令和3年 ←予算 実績→	令和4年 ←予算 実績→
経費 1,180,000円 タイヤ購入 1,000,000円 タイヤ交換費用 180,000円	経費 1,200,000円 タイヤ購入 1,000,000円 タイヤ交換費用 200,000円

経 3 エコーニュース @echonewsjp · 11月4日
【新着】「一般社団法人Colabo」の分析(29)ピンクバスの謎 echonews.red/Japan/Two-Tire...
Colaboが頻りに交換費用を計上のタイヤ、なぜか8年前の2014年製造と刻印 車体確認で判明

午前1:29 · 2022年11月4日 · Twitter Web App

3,831 件のリツイート 233 件の引用ツイート 6,684 件のいいね

「一般社団法人 Colabo(以下、コラボ)が東京都の業務委託を受けて「バスカフェ」事業を行うに際して使用しているマイクロバスが、2014年製の記載があるタイヤを使っていることが、バスを実地調査した結果分かった。同バスは2018年にコラボが購入しているが、頻

繁に交換しているという情報と抵触する可能性がある。」（エコーニュースこと江藤貴紀

バスカフェに使用しているバスに装着されている夏タイヤは、確かに2014年製である。しかしこのことは、「Colaboは都の委託経費でタイヤを購入したり交換したりしていることにしているが実際には購入していない」ということの根拠になどならない。そもそもColaboが使用する車両の台数や、夏タイヤと冬タイヤの区別、また使用していないタイヤの保管費用といったことを無視して、飛躍した結論を導く荒唐無稽な難癖というべき悪質な誹謗中傷である。

Colaboが使用する車両は、バスカフェのバスの他にもあり、バス以外の車両のためのタイヤ購入、夏冬タイヤの交換や保管費用は現実にかかっている（別紙の通り）。バスも、夏タイヤと冬タイヤは交換する。バスは、他の車両と異なり長距離を走行していない上、夏タイヤと冬タイヤを季節ごとに交換して使用しているため摩耗が遅く、2014年製のものでも現在も十分使用できているというに過ぎない。

このように、何ら問題がないことを、ColaboのSNS掲載の写真の引用や、都から情報公開を受けた実施状況報告書を引用するなどして、さももっともらしく不正があるかのような印象を醸し、不正があると断定するデマ捏造者の行為は極めて卑劣なものである。

「税金から横領成功」という文言に至っては、名誉毀損として違法である。このような言説を捏造した者のみならず、拡散に加担した者についても法的責任が生じうることを厳しく警告する。弁護団として法的手段を講じる準備があるのは暇空茜のみではない。

第2 本件記載について

1 はじめに

原告は、本件意見書中、「ColaboのSNS掲載の写真の引用や、都から情報公開を受けた実施状況報告書を引用するなどして、さももっともらしく不正があるかのような印象を醸し、不正があると断定するデマ捏造者の行為は極めて卑劣なものである」との記載（以下「本件記載」という）は、原告が事実と反する内容を意図的に発信したとの事実を摘示しているから、原告の名誉を毀損すると主張する。

しかし、第1に、ここにいう「デマ捏造者」は訴外暇空のことであって原告のことではないし（後記①）、第2に、仮に原告のことだと読むものがいたとしても、本件意見書には公共性、公的目的があり、また、原告が事実と反する内容を意図的に発信したことは真実であるから違法性が阻却される（後記②）。

以下の記述では、

- ① 同定性がないこと（2で述べる）
- ② 違法性が阻却されること（3で述べる）

について詳細に述べる。

2 同定可能性について

(1) 「デマ捏造者」は一人であること

本件記載は、「ColaboのSNS掲載の写真の引用や、都から情報公開を受けた実施状況報告書を引用するなどして、さももっともらしく不正があるかのような印象を醸し、不正があると断定するデマ捏造者の行為は極めて卑劣なものである」というものである。

前提として、「デマ捏造者ら」ではなく、「デマ捏造者」と対象者を単数で記載されているから、「デマ捏造者」は訴外暇空か訴外暇空のどちらか1人でなければならない。

(2) 記者会見の目的と本意見書の構成

ア 会見の目的

本件会見は訴外暇空に対する提訴を報告するものである。記者会見では終始訴外暇空によるデマを問題として取り上げており、原告についての言及は本件発言のみである。

イ 意見書の構成と記載

前記のとおり、本件意見書には、その冒頭部分である「1 誹謗中傷の現状」に以下の記載がある。

「虚偽事実を捏造し、ネット上で誹謗中傷を拡散している中心人物は水原清晃である

(中略 以下訴外暇空という。)。弁護団は、今般、同人に対し、重大な名誉毀損の一部について損害賠償や投稿削除等を求める訴訟を提起した。また、今後も順次法的措置を追加する所存である。」

「本書面の目的は、主には暇空茜が拡散している誹謗中傷を念頭に、これらが事実無根の極めて悪質なデマであるということを周知することにより、Colabo の支援が必要な若年女性達への支援事業を円滑に実施できるようにすることである。」

これらの記載からすれば、「虚偽事実を捏造し、ネット上で誹謗中傷を拡散している」と名指しされているのは、訴外暇空である。

(3) 本件記載の内容

ア 「SNS掲載の写真の引用」「実施状況報告書を引用」

(ア) 本件記載は、「Colabo の SNS 掲載の写真の引用や、都から情報公開を受けた実施状況報告書を引用するなどして、さももっともらしく不正があるかのような印象を醸し、不正があると断定するデマ捏造者の行為は極めて卑劣なものである」である。

そうすると、ここで「デマ捏造者」と名指しされているのは、「Colabo の SNS 掲載の写真の引用」と「都から情報公開を受けた実施状況報告書を引用する」者である。

(イ) しかるに、本件意見書8頁には、「しかし、この写真は、2018年12月31日の Colabo の Facebook に掲載された写真であるところ、当該 Facebook 投稿においては、写真にあわせて「2018.12.28～2019.1.1 までの5日間 年越し合宿開催中！」という文章が投稿されていることからわかるように、普段は一時シェルターとして使用している部屋にて、お泊まり合宿イベントをした際の写真である。」との記載があり、また、同9頁には「暇空茜が note で引用する以下の写真は、Colabo が 2019年8月25日の Facebook 投稿に掲載した写真である(2019/8/25 Colabo Facebook)」との記載があるから、「Colabo の SNS 掲載の写真の引用」をしているのは、訴外暇空である(乙8の2を参照)。

また、本件意見書(甲2号証)18頁右上の訴外暇空の投稿(乙11の3)に

は、「都から情報公開を受けた実施状況報告書を引用」されているから（中段の青い部分）、ここでも「都から情報公開を受けた実施状況報告書を引用する」者とは、訴外暇空であると読める。

原告について「ColaboのSNS掲載の写真の引用」したとか、「都から情報公開を受けた実施状況報告書を引用」したとかいう事情はない。

(ウ) そうすると、ここでの「デマ捏造者」は訴外暇空茜であって原告ではない。

イ 「税金を横領している」とのデマ

(ア) 本件意見書において、本件記載の直前に、『Colaboは（中略）税金を横領している』という趣旨のデマがネット上に拡散している。」との記載がある。

そうすると、ここでいう「デマ」とは、「Colaboは税金を横領している」というものである。

(イ) しかして、原告の本件記事（乙1）には「税金を横領」したとの文言はない。「税金から横領成功」という文言を含む投稿は本件意見書（甲2号証）18頁右上の訴外暇空の投稿（乙11の3）である。

(ウ) そうすると、ここでの「デマ捏造者」は訴外暇空茜であって原告ではない。

ウ 「税金から横領成功」という文言との記載

(ア) 本件意見書には、本件記載に続けて、「税金から横領成功」という文言に至っては、名誉毀損として違法である。」との記載がある。

前記のとおり「税金から横領成功」という文言を含む投稿は甲2号証18頁右上の訴外暇空の投稿である。そうすると、本件記載にいう「デマ捏造者の行為」とは暇空投稿を指しており、そうであれば、ここにいう「デマ捏造者」とは訴外暇空を指していると読むしかない。

(イ) この点、原告は「デマ捏造者の行為」は、訴外暇空の投稿と原告の投稿の、両方を指しているのだと主張するかもしれない。

しかし、仮に「デマ捏造者の行為」が、訴外暇空の投稿と原告の投稿の両方

を指しているとした場合、ここでの記載は「『税金から横領成功』という投稿に至っては」となるべきである。

ところが、本件意見書は、本件記載に続けて「『税金から横領成功』という文言に至っては」と記載し、「『税金から横領成功』という投稿に至っては」とは記載していないのである。

(ウ) そうすると、本件記載にいう「デマ捏造者の行為」とは、暇空投稿のみを指しており、「デマ捏造者」は訴外暇空のみを指していると読む以外にありえない。

(4) 原告の記事が引用された理由

そもそも本件意見書が原告の記事の一部を引用したのは、本件意見書18頁で訴外暇空の投稿を引用したところ、当該暇空投稿に原告の記事が引用されていたため、暇空の投稿を理解するためには原告の記事を紹介する必要があるためすぎない。

そのことは意見書の該当頁から了解可能であり、読者はそのように理解するのである。

(5) 小括

以上からすれば、一般読者の普通の注意と読み方を基準として、本件記載にいう「デマ捏造者」とは訴外暇空を指しているのだから、本件記載が「原告が事実と反する内容を故意に発信したとの事実」を摘示しているとの原告の主張は失当である。

3 違法性が阻却されること

(1) 法規範

事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、上記行為には違法性がなく、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な

部分を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される（最高裁昭和41年6月23日民集20巻5号1118頁）。

(2) 公共性及び公益目的

この点、本件意見書は、東京都からの事業委託の受託金を受けるほか、その事業の公的性ゆえに民間から多くの寄付を募って活動する訴外 Colabo がバスのタイヤ費用について過剰に請求したとか、公金を横領していたとかいうものであり、本件意見書の記載は、そのような事実はないというものであるから、本件意見書の記載内容は、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることは明らかである。

(3) 真実性

ア 真実性の立証対象

(ア) 本件記載の摘示事実は、「原告が、事実に反する内容を故意に発信した」との事実であり、真実性の立証対象は当該事実である。

(イ) そこで、次に、ここにいう「事実に反する内容」とは何を指すかが問題となる。

この点、本件記載を含む「Q5」の章には表題として「Q5 使用していないタイヤ関連費用を不正に都に請求し受給しているという事実はあるか」との記載がある。

さらに、本件記載の直前に、「バスに装着されているタイヤが2014年製のものであると特定した上で、『Colabo は毎年タイヤ関連費用を報告書に記載し、都からこれについて委託経費として受給しているにもかかわらず、実際にはタイヤの購入などしていない。税金を横領している』という趣旨のデマがネット上に拡散している。」との記載がある。

(ウ) したがって、

ここにいう「事実に反する内容」とは、「被告 Colabo が使用していないタイヤ関連費用を不正に都に請求し受給しているという情報」であり（以下「本件情報」という）、

ここにいう「発信」とは、「バスに装着されているタイヤが2014年製のものであると特定した上で、『Colaboは毎年タイヤ関連費用を報告書に記載し、都からこれについて委託経費として受給しているにもかかわらず、実際にはタイヤの購入などしていない』と述べる発信である。

後者は、要するに、「本件車両のタイヤの製造年を根拠にあたかも本件情報が真実であると述べる発信」である。

(エ) そして、ここでの立証対象は、

① 原告が、本件車両のタイヤの製造年を根拠にあたかも「本件情報」が真実であると述べる発信をしたこと

② 本件情報は事実に反すること

の2点であると解される。以下、上記①②について論じる。

イ ①原告が、本件車両のタイヤの製造年を根拠に「本件情報」があたかも真実であると述べる発信をしたこと

(ア) 前記のとおり、原告は、2022年11月4日午前0時25分、「本件記事」を投稿した。「本件記事」には以下の記載があった。

「バスカフェ」事業を行うに際して使用しているマイクロバスが、2014年製の記載があるタイヤを使っていることが、バスを実地調査した結果分かった。同バスは2018年にコラボが購入しているが、頻繁に交換しているという情報と抵触する可能性がある。」

「コラボが東京都に対して事業経費としてバスのタイヤ代を計上している点を、東京都に情報公開請求した方（略）が報告しておられる。言い回しは極めて荒っぽいものの、費用が過大ではないかという指摘だ」

そうすると、原告が、バスに装着されているタイヤが2014年製のものであると特定した上で、「Colaboは毎年タイヤ関連費用を報告書に記載し、都からこれについて委託経費として受給しているにもかかわらず、実際にはタイヤの購入などしていない。」という趣旨の記事を流し、原告が、本件車両のタイヤの製造年を根拠にあたかも「本件情報」が真実であると述べる発信をしている

ことが明らかである。

したがって、①は真実である。

(イ) 訴外暇空は、11月4日以前にも別紙1のとおり投稿していたところ、これらは、「タイヤ一台十万でどんぶり申請ちゃうかこれ」とか、「医療費、車両費、ホテル費の三つ過剰申告でしょ？」とかいうもので、過剰申請の事実を断定するものではなかった。

ところが、訴外暇空は、原告の「本件記事」を読み、同日午前1時29分、本件記事を引用して、「『2014年製の錆びたホイールのタイヤ』タイヤ代と交換費用合計で『132万7282円を税金から横領成功』はいアウトーwww」と投稿している。

また、訴外暇空は、上記投稿に前後して、「タイヤの件www通報する書面急遽作ってwwwだしましたwwwwww俺www仕事早いwww」「杜撰で済むのは昨日まで。タイヤが出たからもう『不正』『横領』ですわ」「・タイヤ代金横領←NEW!!」等と投稿しているのである。

これらの投稿から、訴外暇空が本件記事は本件情報をあたかも真実であると述べていると理解し、初めて本件情報を真実であると確信したことがわかる。

また、訴外暇空は、11月4日深夜から同日午後までに、別紙2のとおり、この話題で21通もの投稿をしているのである。暇空の興奮ぶりがわかるし、本件記事の影響力がわかる。訴外暇空は、「エコニュースさんのタイヤ報道は大金星でしたね」とも投稿しているが、以上の経緯からすれば、自然なことである。

(ウ) さらに、上記暇空の「税金から横領成功」とする投稿は、3900回以上リツイート（再投稿）されている。このことから、一般読者も本件記事が本件情報をあたかも真実であるかのように述べていると読んでいること、本件記事が本件情報の真実性を社会に強く印象付けたことが明らかである。

くわえて、「共産党と強いつながりがある colabo 代表の仁藤夢乃さんで検索するとサジェストが逮捕、バス、タイヤなのは笑うんよ」「面白いな、タイヤ

2014が明らかになったら、俺を叩くツイートのRTとかが目に見えて減った
な今日から」との投稿から、原告による本件記事の公表により、本件情報が真
実であるとの認識が社会に広がったことも明白である。

(エ) 原告は、上記一連の暇空投稿を読んでいる。それにもかかわらず、自分は
本件情報が真実であるとは述べていないとか、本件情報が真実であるとは言え
ない等と反論したことはない。

したがって、原告は、予め、読者は本件記事を本件情報が真実であると述べ
たものと読むことは理解しており、その前提にたつて本件記事を公表したとい
える。

(オ) 以上から、①原告が本件情報を真実であると発信したことは事実である。

ウ ② 本件情報が事実と反すること

(ア) そもそも、2018年に購入したマイクロバスのタイヤが2014年製で
あるとの情報は、「(タイヤを) 頻繁に交換しているという情報」となんら抵触
するものではない。

まず、本件車両は2018年に中古で購入したマイクロバスであるところ、
そこに2014年製のタイヤが装着されていた。それ自体はなんら不自然なこ
とではない。

また、訴外暇空の投稿にもあるとおり、被告 Colabo は車両を3台所有してい
た。したがって、新しいタイヤを購入したことがあるからといって、直ちに本
件バスのタイヤが新品に交換されるとはいえない(なお、原告が撮影したタイ
ヤは夏タイヤであるところ、訴外暇空によって「購入された」とされているの
は「冬タイヤ」である)。

さらに、「タイヤを頻繁に交換している」ことは、タイヤが頻繁に新品に交換
されることを意味しない。バスは年2回、夏タイヤと冬タイヤの「履き替え」
があり、使用していない方のタイヤは、半年間保管される(この場合でも「交
換費用」「保管費用」がかかる)。このような「履き替え」がなされた結果、「タ
イヤを頻繁に交換している」としても、タイヤが中古のままである。

さらに、原告及び訴外暇空は、本件バスの走行距離が短いことも問題にする。しかし、本件バスの走行距離が短く、また、頻繁に夏タイヤと冬タイヤの交換があるからこそ、タイヤの消耗は少なく、したがって古いタイヤを装着しているという事態が矛盾なく説明できるのである。原告らの立論は前提を誤ったものにすぎない。

そうすると、原告らが、本件情報が真実であると主張する根拠はなにもない。

(イ) 実際、被告 Colabo の車両関係費に関する明細は、意見書添付別紙「車両関係費」(40～43頁)のとおりである。

これらについてなんら違法の指摘はない。

(ウ) なお、訴外暇空は、その投稿で「タイヤ毎年買ってて草」(乙9の4)とも主張しているが、乙9の4に添付された写真は「計画書」であって、「実施状況報告書」ではない。この写真をもって「タイヤを毎年購入している」とはいえない。

実際に予算の中で冬タイヤを購入したのは「2019年12月27日」の「70,400円」と「109,560円」である。これらは本件車両とは別の車両のタイヤであり、しかも「冬タイヤ」であるから、本件車両に2014年製の(夏)タイヤが装着されていることとは、なんら矛盾しない。

(エ) 被告 Colabo に対しては、2022年12月に東京都監査委員による監査が行われている。

その監査結果報告書によれば(乙15)、「本件帳簿記録を調査したところ、車両関係費に係る本件経費は(表3)のとおりであり、新たなタイヤやドライブレコーダーの購入、月6万円の駐車場の貸借については本件経費に計上されてなく、一方、月極駐車場代やタイヤ交換費用(冬用タイヤへのいわゆる履き替え)、また本件実施状況報告書に記載されていないが車両に積載する備品類の購入等が計上されていることは確認できることから、請求人(訴外暇空のこと)の主張は妥当でない」とされている。

(オ) よって、本件情報は事実と反する。

エ 原告の反論に対する再反論

(ア) 原告は客観的事実を報道にしたに過ぎないとの主張について

i この点、原告は、本件記事は、被告 Colabo の使用するバスに装着されたタイヤが2014年製だったという事実を述べているにすぎず、「事実と反する内容」は発信していない等と主張している。

ii しかし、前記のとおり、ここでいう「事実と反する内容」とは、「被告 Colabo が使用していないタイヤ関連費用を不正に都に請求し受給しているという情報」(「本件情報」)であり、「事実と反する内容」とは、本件車両のタイヤの製造年を根拠にあたかも本件情報が真実であると述べる発信である。

そうすると、原告の主張は前提を誤っており失当である。

iii 次に、原告が本件記事で、上記の意味の「事実と反する内容」を発信したかが問題となる。

この点、ある文章がいかなる事実を摘示しているかの認定については、名誉毀損の成否の判断に関する判例の基準が参考になる。

すなわち、判例は、名誉毀損の成否については、「そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した場合には、証拠等をもってその存否を決ることが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、右部分が、修辞上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に前記事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である。また、右のような間接的な言及は欠けるにせよ、当該部分の前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、当該部分の叙述の前提として前記事項を黙示的に主張するものと理解されるならば、同部分は、やはり、事実を摘示するものと見るのが相当である。」(最高裁平成9年9月9日判決民集51巻8号3804

頁)との基準が確立しているから、これを援用することができる。

iv そこで、上記平成9年最高裁の判断基準を原告の本件記事にあてはめると、本件記事は、まず、

「マイクロバスが、2014年製の記載があるタイヤを使っていることが、バスを実地調査した結果分かった。同バスは2018年にコラボが購入しているが、頻繁に交換しているという情報と抵触する可能性がある。」

として、自己の調査結果を記事の主題に挙げる。

次に記事は、

「コラボが東京都に対して事業経費としてバスのタイヤ代を計上している点を、東京都に情報公開請求した方(略)が報告しておられる。言い回しは極めて荒っぽいものの、費用が過大ではないかという指摘だ」

として訴外暇空の主張を肯定的に引用・援用する。

さらに、本件記事は、

「すなわちタイヤの型番のうち「HAN1714」とある部分が製造時期の表示で、上2桁が特定年度の第何週に製造されたかを示しており、下2桁が製造年の西暦での下2桁を表す。つまり20「14」年の第17週(4月下旬)に、コラボバスのタイヤは作られたということである。」

「バスカフェ事業は2018年10月17日に開始しているため、現在までで約4年、バスカフェ用の合計走行距離は10000キロに満たない程度であると推認される。」

として、上記暇空の主張の根拠として、自己の調査結果等をあげているのである。

そうすると、本件記事は、「費用が過大ではないか」という訴外暇空の発言を肯定的に引用・援用しつつ、訴外暇空の主張を裏付けとなる証拠を上げている記事であると解されるから、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすると、第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に、あたかも本件情報が真実であるかのように述べるものである

ことが明らかである。

- v 実際、訴外暇空は、原告の本件記事を読み、本件記事を引用して「132万7282円を税金から横領成功」と投稿し、また、「タイヤの件www通報する書面急遽作ってだしました」「杜撰で済むのは昨日まで」「タイヤが出たからもう『不正』『横領』です」等と投稿している。上記暇空の「税金から横領成功」とする投稿は、3900回以上リツイート（再投稿）され、また、「仁藤夢乃さんで検索するとサジェストが逮捕、バス、タイヤ」となる事態となり、さらに「タイヤ2014が明らかになったら、俺（暇空）を叩くツイートのRTとかが目に見えて減った」というのであるから、一般読者も上記のとおり理解したことも明らかである。

さらに、原告は、上記一連の暇空投稿等を読んでいるにもかかわらず、自分は本件情報が真実であるとは述べていないとか、本件情報が真実であるとは言えない等と反論していないのであるから、原告は、予め、本件記事が本件情報を真実であると述べたものと読者に読まれることは理解しており、その前提にたって本件記事を公表したと推認できる。

- vi なお、別紙投稿目録1から、訴外暇空は、11月28日頃から、「本件情報」の存在を疑う投稿を始めていた。しかし、バスに装着されているタイヤが2014年製のものであると特定した上で、本件情報は真実であると発信したのは、原告が初めてである。

そうすると、本件意見書にいう「事実と反する内容」（＝デマ）を捏造したのは、訴外暇空よりむしろ原告であるといえる。

- vii 以上から、原告が、本件車両のタイヤの製造年を根拠にあたかも「本件情報」が真実であると述べる発信をしていることが明らかであるから、原告の主張は失当である。

(イ) 原告は意見・分析を述べたに過ぎないとの主張について

また、原告は、本件記事は、意見・分析を述べたに過ぎないとも主張している。

たしかに「同バスは2018年にコラボが購入しているが、頻繁に交換しているという情報と抵触する可能性がある。」との部分は、原告の意見・分析である。しかし、この部分は、「費用が過大ではないかという指摘だ」として引用・援用された訴外暇空の主張の裏付けとなる根拠・証拠として提示されている部分である。

他方、「費用が過大ではないかという指摘だ」との部分は事実の摘示である。けだし、「当該表現が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと理解されるときは、当該表現は、上記特定の事項についての事実を摘示するものと解され」（前掲最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決）るところ、被告 Colabo が東京都に対して過大な費用を請求していたかどうかは証拠に決することができるからである。すなわち、この記載は、第三者からの伝聞内容の紹介と推論の形式により、被告 Colabo が過大な費用を申請したとの事実（「本件情報」）を事実として摘示した部分である。

したがって、本件記事は、特定の事実を摘示する記事であって、単に意見・分析をしたものではない。

よって、原告の主張は失当である。

(ウ) 被告 Colabo による報告書の誤記が原因だとの主張について

原告は、令和3年度分実施状況報告書と調査結果との整合性について述べたものであり、令和3年度の報告書には、「タイヤ交換・保管費用」と記載すべきところ「タイヤ購入・交換費用」と記載する誤記があったのだから（甲5）、原告の指摘は正当であるとも主張する。

しかし、本件記事において、令和3年度分実施状況報告書を問題としたことがうかがわれる記載はない。かえって、本件記事には「暇空氏の後追いになるが、現在筆者も東京都保有文書の情報開示請求中である」との記載があるから（乙1号証8頁2行目）、本件記事執筆時点で原告は令和3年度分実施状況報告書を入手していなかったことが明らかである。

それだけでなく、令和3年度の報告書の該当箇所について「タイヤ購入・交換費用」との誤記があったとしても、その誤記を前提としても、それだけで直ちに本件情報が基礎づけられるわけではない。被告 Colabo の保有車両は3台あり、冬タイヤと夏タイヤが必要なのであるから、「タイヤ購入・交換費用」の事実から直ちに本件車両のタイヤ（とりわけ夏タイヤ）が購入されたとの事実まで推認されないからである。

よって、原告の主張は失当である。

(エ) 意図的に事実と異なる情報を流布していないとの主張について

この点、原告は、意図的に事実と異なる発言をしたことはない等と主張している。

しかし、すでに述べたとおり、本件車両は2018年に中古で購入したバスであるところ、そこに2014年製のタイヤが装着されていた。それ自体はなんら不自然なことではないのである。原告自身、「可能性としてはいくつか挙げることができて、①2018年に購入したバスだが、そもそも車体は中古で、そのままついていたタイヤを使用していた（中略）などなどある。」と述べているから、原告も、そのことを熟知していたことが明らかである。

さらに、被告 Colabo には車両が3台あるから、「タイヤ購入・交換費用」の事実から直ちに本件車両のタイヤ（とりわけ夏タイヤ）が購入されたとの事実まで推認されない。被告暇空は、被告 Colabo がバスを3台所有しているとの事実を公開していたから（乙9号証の5）、原告は当然そのことを知っていたのである。

それにもかかわらず、原告は、これらの情報が「抵触する可能性がある」等と述べて、本件情報が真実であるかのような誤解を社会に流布した。原告のこれまでの行状（被告第2準備書面で述べる）をも勘案すれば、原告は、本件情報が真実でないことを知っていながら、あえて、被告 Colabo についての悪印象を与える意図で発信したと断じるべきである。

オ 小括

よって、原告が意図的に真実と異なる事実を発信したとの事実は真実である。

(4) 結論

よって、仮に「デマ捏造者」が原告を指し、その社会的評価が低下したとしても、本件記載には違法性がなく、不法行為は成立しない。

4 まとめ

以上から、本件意見書にいう「デマ捏造者」は訴外暇空を指し、原告を指していないから、原告の社会的評価を低下させることはないし、仮に原告を指すと読むものとしても、本件意見書には、公共性・公的目的があり、また、原告が事実と反する内容を意図的に発信したことは真実であるから違法性が阻却される。

よって、不法行為は成立しない。

以上

「タイヤ交換」に関する訴外暇空の投稿目録1

	月日	内容	証拠
①	10月28日	あー、車両費は駐車場3ヶ所計上してるから3台あるんやない？ タイヤ一台十万でどんぶり申請ちゃうかこれ	乙9 の1
②	10月29日	真面目に医療費、車両費、ホテル費の三つ過剰申告でしょ？ 車両のタイヤ交換は減価償却の可能性ある？ ホテルと医療は擁護不能	同2
③	同上	地代家賃は事務所とか入れてると思う あくまでバスカフェ事業のけいひがこの結果報告書 ただ、それが40万車両費(タイヤ30ドラレコ10)ついてるのに、総合会計報告で車両費20万は変 タイヤって減価償却すんの？	同3
④	同上	タイヤ毎年買ってて草	同4
⑤	同上	車両費は車持ってないからわからんけど 三台分の駐車場 ガソリン台は一台分 毎年タイヤ交換 これであってる？あとで文書書くから添削して	同5
⑥	同上	令和1,2,3,4の車両費 おい!!!ラッピング補修費用今年の予算で150万税金で申請してるやんけオイコラ!!!!!!!おい!!! 共産党と強いつながりがある colabo 代表の仁藤夢乃さん、ちょっとここ説明して？	同6
⑦	同上	「冬タイヤは予算でみとめられるみたい！」 「ほな毎年かったことにしよ！」 これ以外説明つくか？なんで年に33回しか出勤しないバスの、冬でいうと10回も出勤しないバスの冬タイヤが毎年ダメになるんだよ	同7
⑧	同上	毎年タイヤ交換するし毎年冬タイヤ買うぞ たぶん、川崎から新宿むかうときに雪の秋田とかにタイムワープして100kmはしてから新宿いってる(アクロパティック擁護)	同8
⑨	同上	えーと・相談数がなぜか四半期にいたのが減る謎(相談者数嘘申請疑惑)・車両費関連 毎年冬タイヤの謎・バス傷令和4年4月に150万申請クソツタレ あとなんかあったっけ、おおすぎて スキャナで作業してるから俺のひろい忘れ疑惑あったらこれのリップにぶらさげといて	同9
⑩	10月30日	共産党と強いつながりがある Colabo 代表仁藤夢乃さんの税金不正申請疑惑 車両編・相談対応移動交通費として100万を別途申請してるので、ガソリン代はバスカフェの使用だけ。・川崎と新宿・渋谷を年間33回往復するだけでガソリン代年間30万円・同上でタイヤと冬タイヤを毎年交換 これ異常でおけ？	同10
⑪	同上	タイヤの交換って1回いくらくらいが通常？ゆめにやんのバスで	同11
⑫	10月31日	令和2年の経費精算書、コラボバスの冬タイヤ交換費用847282円で鼻水吹いた2枚目は予算、冬タイヤ16万交換費用12万 これでも高いが84万は鼻水吹く(年33日しか稼働してないバスで川崎と新宿を往復するだけです)	同12
⑬	11月1日	共産党と強いつながりがある Colabo 代表仁藤夢乃さんの公文書開示請求編は・ガソリン代タイヤ代編 はとりあえず別でつくりますね	同13
⑭	同上	年34回、川崎と新宿(まれに渋谷)の往復しか走らないバスが毎年冬タイヤ購入もすごくない？ 1回50km走るとして雪の日なんて1~3日しかないでしょ。150km走ったらタイヤ新品交換だけ？	同14

「タイヤ交換」に関する訴外暇空の投稿目録 2

(2022年11月4日のもの)

	時間	投稿内容	証拠
★	午前 0:25	【原告の投稿】 「一般社団法人 Colabo」の分析 (29) ピンクバスの 謎・・・コラボが頻繁に交換費用を計上のタイヤ、なぜか8年 前の2014年製造と刻印 車体確認で判明」(乙1を引用)	乙 10
①	午前 1:12	おい毎年タイヤ交換してるのになんでタイヤ 2014 年製造の錆びてるホ イールのつけてんだよ共産党と強いつながりがある Colabo 代表仁藤夢 乃さんよwwwwwwこたえろよおいwwwwwwwwwwwwwwwwwwww	乙 11 の 1
②	午前 1:13	毎年12~30万かけて交換したらそんなことありえないってわかるだろ うが・・・そもそもタイヤ交換ってホイール毎交換だろ JK・・・ (乙1を引用)	同 2
③	午前 1:29	共産党と強いつながりがある Colabo 代表仁藤夢乃さんのコラボバス、 「年間2000kmしか走行しない」のに令和元年から3年間毎年タイ ヤを申請。しかし「2014年製の錆びたホイールのタイヤ」 タイヤ代と交換費用合計で 「132万7282円を税金から横領成功」 はいアウト-www	同 3
④	午前 1:51	タイヤの件www通報する書面急遽作ってwwwだしましたwwwwww w俺www仕事早いwww	同 4
⑤	午前 1:55	タイヤはゴムなので経年劣化するからその擁護無理です。	同 5
⑥	午前 1:58	なお、コラボは補助車として他に2台の車を申請していますが、毎年タイ ヤ交換費申請して、一番メインの荷重もかかるバスのタイヤだけスルー してほか2台の普通乗用車のタイヤに130万かけてたというアクロバテ ィック擁護は無理筋だと思う	同 6
⑦	午前 1: 58	他に擁護できる？3年でタイヤ毎年申請して130マンだぞ？それで一番 重要なバスのタイヤ 2014年製は無理でしょ www www w	同 7
⑧	午前 1:59	劣化しない超未来の技術のタイヤなら 2014年のだったわ	同 8
⑨	午前 2:23	3年で累計130万もボって2014年製のイボも完全になくなって るタイヤつけてるならそれはもう騙されたほうがわるいんじゃないか	同 9
⑩	午前 10:12	杜撰で済むのは昨日まで タイヤが出たからもう「不正」「横領」ですわ	同 10
⑪	午前 10:19	エコニュースさんのタイヤ報道は大金星でしたね	同 11
⑫	午前 10:31	共産党と強いつながりがある Colabo 代表仁藤夢乃さんさ、2014年 のままかえてないタイヤなんか毎年申請するより、大胆に給食費500 万とかにしといたほうが俺も不正をおえなかったかもしれんのかな ↑ こういうところがね	同 12
⑬	午前 11:03	「どうすれば一番言い訳が通るか」を俺が解説する気は0ですが、俺で も難しいレベルの偽装を協力者つきでやらないと、バカみたいになら ないよ。タイヤかえて昔の領収書偽造したら即バレします	同 13
⑭	午前 11:12	ついでに言うならタイヤは経年劣化する商品なので、タイヤ屋さんで新 品買うと一年いないのとか。2014年のが出てくることは100パーない し、中古屋でも置いてない可能性があるよバスのタイヤなんて劣化して たら危ないし	同 14

⑮	午後 0:36	都庁担当者に確認しました 「毎年冬タイヤ等で申請があがってきますが、タイヤの交換の実態を確認したこと（タイヤそのものの確認、領収書の確認）は一度もない」 だそうです	同 15
⑯	午後 1:31	・辺野古基地座り込み活動 ・韓国慰安婦反対団体正義連デモ参加 ・タイヤ代金横領←NEW!! 共産党と強いつながりがある Colabo 代表仁藤夢乃さんの政的搾取に強く抗議します！	同 16
⑰	午後 3:49	共産党と強いつながりがある colabo 代表の仁藤夢乃さんで検索するとサジェストが逮捕、バス、タイヤなのは笑うんよ	同 18
⑱	午後 5:56	これ共産党と強いつながりがある colabo 代表の仁藤夢乃さんはどんな発言次するんやろね？またガン無視すんのかな。ブロックしまくってるから見てない気づいてない設定かな？サジェストが「逮捕、バス、タイヤ」になってるし気づくはずやけど w	同 19
⑲	午後 5:57	今は共産党と強いつながりがある colabo 代表の仁藤夢乃さんのサジェストは「不正 逮捕 タイヤ」ですね	同 20
㉑	午後 7:49	面白いな、タイヤ 2014 が明らかになったら、俺を叩くツイートの RT とかが目に見えて減ったな今日から	同 21
㉒	午後 11:46	タイヤネタ、選挙？ネタの他にもヤバいのみつかって震えてる Colabo の書類まじで見る人が見ればボロボロなんだが？ボロボロっていうかボロがすぎっていうか	同 22

原告投稿目録

タイトル

「一般社団法人 Colabo」の分析（29）ピンクバスの謎・・・コラボが頻繁に 交換費用を計上のタイヤ、なぜか8年前の2014年製造と刻印 車体確認で判明」

本文

一般社団法人 Colabo（以下、コラボ）が東京都の業務委託を受けて「バスカフェ」事業を行うに際して使用しているマイクロバスが、2014年製の記載があるタイヤを使っていることが、バスを実地調査した結果分かった。同バスは2018年にコラボが購入しているが、頻繁に交換しているという情報と抵触する可能性がある。以下、やや細かいがお付き合い願いたい。またこの記事の後半では、コラボがなぜバスを使ってデザインもピンクなのか、仁藤夢乃代表理事を予備校時代にオルグして政治運動の世界に引き込んだ故・阿蘇敏文牧師（元河合塾コスモ農園担当講師）との縁から読み解いていく。

まず出発点として、コラボが東京都に対して事業経費としてバスのタイヤ代を計上している点を、東京都に情報公開請求した方（暇空茜氏。以下、暇空氏）が報告しておられる。言い回しは極めて荒っぽいものの、費用が過大ではないかという指摘だ（注1）。

ここで問題のタイヤだが、筆者が確認したところ以下のような状態である。ここで表面の表示から「ブリヂストン DURAVIS R205」のシリーズと確認できる。このシリーズは、ネット上で調べれば新品価格は概ね2万円台である（価格ドットコムリンク参照）。

そしてブリヂストン社のサイトによると同社製のタイヤは製造年と週がタイヤに記載されている（*なお耐用年数については、使用状況や保管状況にもよるが、使用后5年を目安に点検、製造後10年を目安に交換を推奨である（注2））。

すなわちタイヤの型番のうち「HAN1714」とある部分が製造時期の表示で、上2桁が特定年度の第何週に製造されたかを示しており、下2桁が製造年の西暦での下2桁を表す。つまり20「14」年の第17週（4月下旬）に、コラボバスのタイヤは作られたということである。（楽天市場リンクにある中古商品紹介ページを参照）

バスであるので車体が重く、その重量に比例してタイヤに負荷がかかって摩耗が激しいのはわかるのだが、渋谷区と新宿区それぞれのバスカフェ開催回数は合計してどの年も年間35回前後である。そして暇空氏の指摘していた通り、片道の距離はおよそ30キロで往復60キロ、つまりバスカフェ事業のための年間走行距離は2100キロ程度である。

バスカフェ事業は2018年10月17日に開始しているため、現在までで約4年、バスカフェ用の合計走行距離は10000キロに満たない程度であると推認される（仮に食料提供をしてくれる団体などに寄り道したとしても、15000キロには至らないであろう）。とするとバスで重量が普通車より重いことを勘案しても、少なくとも夏タイヤの購入はまだ不要、あるいはせいぜい1度で済むのではないかと思われる。

ここで可能性としてはいくつか挙げる事ができて、①2018年に購入したバスだが、そもそも車体は中古で、そのままついていたタイヤを使用していた②リサイクルタイヤの類を購入したら、2014年製の「ガワ」が使われていた③タイヤ交換で買ったものが、2014年製の在庫がダブっていたものだった、④2018年に新車のバス

を購入したが、そのタイヤは何らかの事情で売却して2014年製の廉価なタイヤを買った、などなどある。

ただ2014年製は、筆者としても予想外であった。またホイールがやや錆びつき気味なもの、タイヤ交換の熱心さからすると気になるところである（この点についてはホイールは交換せずに外側のゴム部分だけ着脱するなどもあるかも知れず、筆者には判断し難いが）。

はてところでこのピンクの奇抜だが、耳目を引くデザインのバスにはどのような意味があるのか。単にオシャレ、ということかも知れないがそれだけではないと筆者は考えている。仁藤夢乃氏がたびたび恩人という故・阿蘇敏文氏の住まいとしていた茨城県竜ヶ崎市のコミュニティバスにそっくりなのだ。

このデザインのバスが登場したのは阿蘇氏の亡くなった後の2013年であるが、阿蘇氏の没後も仁藤氏は竜ヶ崎市の農園を訪れていた旨をたびたびSNS投稿で明かしている。そして実は、阿蘇氏の住まい（現在でもASO HOUSEという案内が集落の一角に掲げられている）から目と鼻の先がこのバスの保管場所なのである。したがって、仁藤夢乃氏がピンクのバスを、阿蘇氏ゆかりの竜ヶ崎市で見かけて阿蘇市との内面的な絆のシンボルとして類似したピンクのバスを東京で走らせたとしても不思議は全くないと言える。

阿蘇氏は教会をあえて持たず、移動する礼拝所で集会を行う特異な百人町教会の牧師であったことはこの連載ですでに述べた。また阿蘇氏の神学は、神の自由闊達な顕れを肯定するものであり、その著書「現場からの道」の中ではフィリピンの派手な乗合バスで

ある「ジープニー」を運転するイエスの肖像を高く評価するなどしている。とすればその弟子を自認する仁藤氏が、派手なピンクバスを走らせるコラボのスタッフに、ある種の神性を見出しても何の不思議もない。

このデザインのバスが登場したのは阿蘇氏の亡くなった後の2013年であるが、阿蘇氏の没後も仁藤氏は竜ヶ崎市の農園を訪れていた旨をたびたびSNS投稿で明かしている。そして実は、阿蘇氏の住まい（現在でもASO HOUSEという案内が集落の一角に掲げられている）から目と鼻の先がこのバスの保管場所なのである。したがって、仁藤夢乃氏がピンクのバスを、阿蘇氏ゆかりの竜ヶ崎市で見かけて阿蘇市との内面的な絆のシンボルとして類似したピンクのバスを東京で走らせたとしても不思議は全くないと言える。

阿蘇氏は教会をあえて持たず、移動する礼拝所で集会を行う特異な百人町教会の牧師であったことはこの連載ですでに述べた。また阿蘇氏の神学は、神の自由闊達な顕れを肯定するものであり、その著書「現場からの道」の中ではフィリピンの派手な乗合バスである「ジープニー」を運転するイエスの肖像を高く評価するなどしている。とすればその弟子を自認する仁藤氏が、派手なピンクバスを走らせるコラボのスタッフに、ある種の神性を見出しても何の不思議もない。